

約款・規定集(個人のお客様用)新旧対照表

平成28年9月

平成28年10月1日より約款・規定を新設、改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
証券取引約款	
第2章 申込方法等	
<p>第3条(本人確認について)</p> <p>(1) 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)および同法施行令・施行規則の規定に従い、<u>適宜本人確認を行わせていただきます。</u></p> <p>(2) 専ら非対面取引を行う目的で郵送または電磁的方法により新規口座開設を行う場合には、<u>通常の本人確認に加え、別途本人確認書類をお受けする方法その他当社が定める方法により本人確認を行わせていただきます。</u></p>	<p>第3条(本人確認について)</p> <p>当社は、<u>お客様が有価証券等の取引に関する口座を開設される際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)および同法施行令・施行規則の規定に従い、本人確認を行わせていただきます。</u></p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>
<p><u>第3条の2の3(外国政府等において重要な地位を占める方・その家族等であることの確認)</u></p> <p>当社は、「<u>犯罪収益移転防止法</u>」および同法施行令・施行規則の規定に従い、<u>お客様ご自身またはご家族(配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟姉妹、配偶者のご両親その他法令で定める者。)</u>が、<u>外国の元首および外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める方として次の①から④に定める職位にあるかどうかを当社の定める方法により確認させていただきます(過去において該当する場合も含みます。)</u>。なお、<u>確認の対象には本邦における次の職位にある方は含まれません。</u></p> <p>① <u>外国の元首</u></p> <p>② <u>本邦における以下の地位に相当する職</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>内閣総理大臣、その他の国務大臣および副大臣</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ロ <u>衆議院議長・副議長、参議院議長・副議長</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ハ <u>最高裁判所の裁判官</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ニ <u>特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ホ <u>統合幕僚長・幕僚副長、陸上・海上・航空各々の幕僚長、幕僚副長</u></p> <p>③ <u>中央銀行の役員</u></p> <p>④ <u>予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人の役員</u></p>	<p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>
<p>第3条の4(口座開設後の確認)</p> <p>当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断したときその他当社が必要と判断したときに、お客様およびその関係者の方に対して、面談等の当社所定の方法により確認を行うものとします。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④ <u>お客様ご本人またはご家族が第3条の2の3に規定する外国政府等において重要な地位を占める方に該当する場合</u></p>	<p>第3条の4(口座開設後の確認)</p> <p>当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断したときその他当社が必要と判断したときに、お客様およびその関係者の方に対して、面談等の当社所定の方法により確認を行うものとします。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>

改定後(新)	改定前(旧)
第3章 お客様からの注文の受付	
<p>第22条(受注できない場合)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する場合は、<u>有価証券等の売買等のご注文をお受けしないことがあります。</u></p> <p>①～④ (省 略)</p> <hr/> <p>第22条の2(有効期間)</p> <p>(1) <u>有価証券の売買等のご注文の有効期間は、当該ご注文を受付けた時点以降、当社が定める範囲内でお客様が指定された日までとします。</u></p> <p>(2) <u>有価証券等の売買等のご注文(取引所金融商品市場で執行するものに限る。)の有効期間は、次の各号に定める場合には当該各号に定める日までで打ち切られます。</u></p> <p>① <u>金融商品取引所における取引終了時に注文の一部の取引のみが成立している場合 当該一部取引のみが成立した日</u></p> <p>② <u>注文に係る銘柄の名称または売買単位が変更される場合 変更日の前営業日</u></p> <p>③ <u>発行者が基準日を設定する場合 基準日から起算して4営業日前の日</u></p> <p>④ <u>信用規制銘柄に指定される場合(規制対象となる種類の取引の注文に限る。) 売買規制の適用日</u></p> <p>⑤ <u>前各号に掲げる場合のほか、当社が有効期間の打ち切りが必要と判断する場合 当社が別途定める日</u></p> <hr/> <p>第22条の3(注文の執行)</p> <p><u>有価証券等の売買等のご注文について次のいずれかの事由が生じたときは、あらかじめお客様に連絡することなく、当該ご注文の執行を取りやめることがあります。なお、当該ご注文を執行しないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責めを負わないものとします。</u></p> <p>① <u>執行するまでに、法令またはこの約款の定めいずれかに反することとなったとき</u></p> <p>② <u>指値が金融商品取引所等の値幅制限を越えるとき</u></p> <p>③ <u>公正な価格形成に弊害をもたらす内容のものと当社が判断するとき</u></p> <p>④ <u>有効期間の途中で、金融商品取引所等(我が国以外の金融商品取引所および外国証券業者を含みます。以下本条において同じ。)または当社が当該注文に係る銘柄の売買を規制したとき</u></p> <p>⑤ <u>お客様が当社に対する債務の履行を怠っているとき</u></p> <p>⑥ <u>天災地変もしくは政変等による著しい社会秩序の混乱、金融商品取引所等における取引の停止もしくは制限、または外貨事情の急変等があるとき</u></p> <p>⑦ <u>前各号に掲げるときを除き、取引の健全性に照らして当社が不適當と判断するとき</u></p>	<p>第22条(受注できない場合)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>上記(1)の他、次のいずれかに該当する場合は、ご注文をお受けしないことがあります。</u></p> <p>①～④ (省 略)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

改定後(新)	改定前(旧)
第8章 株式累積投資	
<p>第85条 (買付時期および価額)</p> <p>(1)～(7) (省 略)</p> <p>(8) 当社は、買付ける銘柄について売買規制等により上記(1)から(5)の買付注文の執行ができない場合は、当該買付注文の執行が可能となったときに遅滞なく買付注文を執行するものとします。ただし、お客様が買付する銘柄が合併・併合、株式移転・交換その他の理由により、買付注文の執行が<u>速やかに出来ない場合があります。</u></p> <p>(9)～(10) (省 略)</p> <hr/> <p>第87条 (売却)</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p> <p>(7) お客様が売却する銘柄が合併・併合、株式移転・交換その他の理由により、売却注文の執行が<u>速やかに出来ない場合があります。</u></p>	<p>第85条 (買付時期および価額)</p> <p>(1)～(7) (省 略)</p> <p>(8) 当社は、買付ける銘柄について売買規制等により上記(1)から(5)の買付注文の執行ができない場合は、当該買付注文の執行が可能となったときに遅滞なく買付注文を執行するものとします。ただし、お客様が買付する銘柄が合併・併合、株式移転・交換その他の理由により、買付注文の執行が<u>当社の通常業務方法として困難である場合には、当社が通常業務方法として買付注文の執行が可能となったときに速やかに買付注文を執行するものとします。</u></p> <p>(9)～(10) (省 略)</p> <hr/> <p>第87条 (売却)</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p> <p>(7) お客様が売却する銘柄が合併・併合、株式移転・交換その他の理由により、売却注文の執行が<u>当社の通常業務方法として困難である場合には、当社が通常業務方法として売却注文の執行が可能となったときに速やかに売却注文を執行するものとします。</u></p>
第19章 雑則	
<p>第167条(届出事項の変更)</p> <p>(1) 氏名、住所、個人番号その他当社へのお申し出事項およびお届け印の変更(お届け印の紛失を含みます。)など申込事項に変更があったとき、<u>ならびにご本人またはご家族が第3条の2の3に定める外国政府等において重要な地位を占める方に該当した場合は、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の方法により遅滞なくお手続きいただきます。</u></p> <p>(2)～(7) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">平成28年10月1日改定</p>	<p>第167条(届出事項の変更)</p> <p>(1) 氏名、住所、個人番号その他当社へのお申し出事項およびお届け印の変更(お届け印の紛失を含みます。)など申込事項に変更があったときは、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の方法により遅滞なくお手続きいただきます。</p> <p>(2)～(7) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">平成28年4月1日改定</p>
外国証券取引口座約款	
第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い	
<p>(金銭の授受)</p> <p>第22条 本章に規定する外国証券の取引に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、<u>原則として円貨によります。ただし、次の各号に定める場合は、円貨によらないことがあります。</u></p> <p>(1) <u>配当金、利子、収益分配金及び償還金(次号に定めるものを除く。)については、当社が定める日までに申込者が受領方法を指定した場合には、申込者が指定した通貨</u></p> <p>(2) <u>債券の償還金については、当社が定める日までに申込者が受領方法を指定しない場合には、支払われる通貨</u></p> <p>2 <u>外貨での授受を行う場合は、当社が応じ得る範囲内とし、円貨での授受を行う為の外貨を円貨に換算する場合は、別段の定めがない限り換算日における当社が定めるレートによるものとします。</u></p> <p>3 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">平成28年10月1日改定</p>	<p>(金銭の授受)</p> <p>第22条 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、<u>円貨又は外貨(当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。以下同じ。)によります。ただし、利子・収益分配金および償還金(以下、「利子等」という。)の申込者による受領は、当社の定める日までに、申込者から変更の申し出のない限り、申込者があらかじめ指定した円貨又は外貨によります。また、申込者が当社の定める日までに、受領方法を指定しない場合は、外国債券の償還金の受領は支払われる通貨により、それ以外の利子等の受領は円貨によります。この円貨による受領の場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>2 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">平成28年4月1日改定</p>

改定後(新)	改定前(旧)
特定口座約款	
第2章 特定口座における譲渡等に係る所得計算および源泉徴収の特例	
<p>(所得金額等の計算)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p><u>2 当社が特に必要であると認める場合で、お客様のお申込みがあるときは、一つの特定口座において当社が指定する一つの特定口座区分(以下「親特定口座区分」といいます。)の所得金額等の計算と他の特定口座区分(以下「子特定口座区分」といいます。)の所得金額等の計算を合算して行うことがあります。この場合、お客様には、以下の事項に同意していただきます。</u></p> <p><u>①第12条に定める特定口座年間取引報告書は、親特定口座区分および子特定口座区分の取引等を合算した一つの特定口座につき1通のみ作成されること</u></p> <p><u>②お客様は、親特定口座区分および子特定口座区分において同時に同一銘柄の上場株式等を保有することができないこと(当社が特別に定める銘柄を除きます。)</u></p> <p><u>③お客様は、当社が定める上場株式等のみを子特定口座区分において保有することができること</u></p> <p><u>④親特定口座区分および子特定口座区分において、上記②または③に抵触することが判明した場合またはお客様からの注文により上記②または③に抵触するおそれがある場合には、当該銘柄を発注する口座区分の変更、当該銘柄の子特定口座区分から親特定口座区分または一般口座への移管その他上記②または③への抵触を是正するために当社が必要と考える要請に応じていただくこと</u></p> <p><u>3 (省 略)</u></p> <p style="text-align: right;">平成28年10月1日改定</p>	<p>(所得金額等の計算)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>2 (省 略)</u></p> <p style="text-align: right;">平成28年4月1日改定</p>